

活 動 報 告

1. はじめに

昨年は、4月に「障害者差別解消法」5月に「ヘイトスピーチ対策法」12月に「部落差別解消推進法」が施行され、これら3つの法律を人権3法と呼び習わしていますが、その制定の背景には当事者の苦しみや痛み、そして差別に対する怒りをバネに取り組んできた長い闘いの歴史があったことを忘れてはなりません。また、これらの法律の制定をもってして、差別解消の目的が達せられたわけではなく、むしろ社会の側がこうした差別の存在をしっかりと自覚し、その解決のために一層具体的に努力するための足がかりとしていかなければなりません。

さらに、人権侵害や差別はこれら3つの課題以外にも、性的少数者(LGBT)、アイヌ民族、沖縄、ホームレス、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、ハンセン病患者、女性、子ども、高齢者等々、私たちの社会には多くの問題が横たわっています。そうした課題は、個別として他の課題に還元できない固有性を持ちつつも、もっと言えばそれぞれの課題においてさえ、それぞれ一人一人事情や立場に固有性がありつつも、互いに関連し合う問題であり、人権尊重という視点から、網羅的に解決していくべきものです。

そのような意味からも、私たちは包括的な人権侵害に対応するための国内人権機関を必要としているのであり、パリ原則にのっとった独立性のある人権機関の設置を、政治責任・政府責任・国際的責務として引き続き求めていきます。

2. 京都市実行委員会独自行動

昨年の市実行委員会としての独自事業「考えてみませんか あなたの人権わたしの人権」では、フリーライターの角岡伸彦さんが「これからの部落問題」というタイトルで講演をおこないました。「ふしぎな部落問題」という本を出版したことに関連し、まずは「自分自身は部落の生まれだが、障害者やジェンダーの問題にも関心を持ってきた。部落問題をなくすことは被差別部落をなくすことなのか？」ということが、他の課題と違って整理できていない難問だ」と問題提起がな

されました。そこで 1871(明治4)年に布告された賤民廃止令以降の 150 年間を概括するなかで、差別をする側の問いとして「どこ」「だれ」があったと同時に、差別に反対する側もそこを明らかにしつつ闘ってきた経過として「水平社宣言」や同和対策事業があったことを述べました。しかし現在、地区外への流出や結婚等で、あえて部落民と言う必要のない次の世代の人々は、「部落関係者」として差別を考えてほしいし、多くのマイノリティの関係者にもなってほしい。これからは差別にならずにルーツを語り合える関係をつくることが大事だとして、締めくくりました。平易な「関係者」という言葉をキーワードとして、様々な人権課題に対して、誰もがゆるやかな当事者となり得る可能性が示されました。

また、毎年9月に開催される「リベレーションフェスタ 2017」の啓発パネルコーナーでは、「部落差別解消推進法」と「事前登録型本人通知制度」について展示をおこないました。部落差別をなくしていくための特別措置法が 2002 年に失効して以来 14 年間、一般的な人権課題に埋没することによって、問題解決に向けた人々の関心は年々薄れ、法制定そのものの周知がまずは急がれています。また、戸籍や住民票が第三者によって取得されたときに、事前に登録している住民に対して、通知がなされるという制度について、不正な身元調査を防ぐため、また、個人のプライバシー権を守る上でも重要でありつつ、京都市においては、140 万市民のうち、登録数は 2, 251 人であり、実に 0.16%にすぎません。さらに、多くの市民に呼びかけていく必要があります。

3. 中央集会と政府各省交渉

2017 年 5 月 22 日、部落解放・人権政策確立要求第 1 次中央集会が、東京・憲政記念館でおこなわれました。全国から 673 人が参加し、市実行委員会から 3 名が参加しました。部落差別解消推進法の成立、施行後はじめての中央集会であり、全国の実行委員会運動をさらに強化、充実させていくことを誓いました。集会の基調は西島藤彦事務局長が提案し、集会後、京都市実行委員会の参加者は、衆参国会議員に「人権侵害救済法」制定にむけた要請をおこないました。

「部落差別の解消の推進に関する法律案」(以下『解消法』)、「人権侵害救済法」の制定をめざし、地元選出の国会議員、自治体議員らに要望していくことを確認しました。集会の基調は西島藤彦事務局長が提案し、集会後、京都市実行委員会の参加者は、衆参国会議員に「人権侵害救済法」制定にむけた要請をおこないました。

また、10月30日にも、第2次中央集会在東京星陵会館で開催され、市実行委員会から3名が参加しました。主催者を代表し、組坂副会長が、「推進法では、しっかりとした実態調査をさせねばならない。」と挨拶。中西会長は「私たちも、法律の周知徹底をまずみずからの足下からすすめよう」と述べました。

4. 研究集会等への参加

京都市実行委員会では、部落解放・人権政策確立についての認識を深めるため、各研究集会等へ積極的に参加・協賛してきました。

具体的には、京都府実行委員会が開催した第60期、第61期の「京都人権文化講座」への参加をはじめ、2017年9月17日には、“ふれあい・交流・感動を求めて”をテーマにおこなわれた「リベレーションフェスタ2016」に協賛しました。あいにくの台風で、会場を京都府部落解放センターに変更しての開催でしたが、参加者に「部落解放・人権政策」確立の必要性を訴えました。

2017年2月18日、「第48回人権交流京都市研究集会」に参加し、『めざそう！共生・協働の社会創造』と訴えました。集会是午前中の全体集会で映画「部落ここに生きる」を上映し、その後、部落解放同盟中央書記長の西島藤彦さんが「部落差別解消法とこれからの展望」と題し、法律ができた経過や、その異議について講演をおこないました。午後からは、5つの分科会に分かれて討議がされました。

また、「第31回人権啓発京都府集会」が6月30日、宇治市文化センターを主会場に開催され、府内各地から500人が参加しました。

部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会が、毎月1回定期発行している『ひゅーまんらいと』を市実行委員会の構成団体に発送しました。『ひゅーまんらいと』は8月で378号を数え、第4面の人権文化講座の講演録要旨は研修教材としても利用されています。